

令和 2 年 第 15 回 臨 時 会 会 議 録

招 集 年 月 日	令和 2 年 12 月 25 日 (金曜日)			
招 集 場 所	伊江村議会議事堂			
開 会	12月25日 10時00分 渡久地政雄議長宣言			
閉 会	12月25日 10時51分 渡久地政雄議長宣言			
出 席 議 員 (応 招 議 員)	1	渡久地 政 雄 議員	7	内 間 広 樹 議員
	2	並 里 晴 男 議員	8	島 袋 義 範 議員
	3	虻 江 修 議員	9	内 田 竹 保 議員
	5	島 袋 勉 議員	10	名 嘉 實 議員
	6	山 城 善 彦 議員	11	亀 里 敏 郎 議員
欠 席 議 員				
本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 島 袋 裕 次 君 主 事 金 城 成 君			
地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	村 長	島 袋 秀 幸 君	教 育 長	宮 里 徳 成 君
	総 務 課 長	宮 城 弘 和 君	教 育 行 政 課 長	万 寿 祥 久 君
	B & G 海 洋 セ ン タ ー 所 長	大 城 和 彦 君	総 務 課 長 補 佐	富 山 維 佐 子 君
議 事 日 程 及 び 会 議 に 付 し た 事 件	別 紙 の と お り			
会 議 の 経 過	別 紙 の と お り			

令和2年第15回伊江村議会臨時会議事日程（第1号）

令和2年12月25日（金）午前10時00分 開 会

日程	議案番号	件 名
第1		会議録署名議員の指名（10番 名嘉 實議員・11番 亀里敏郎議員）
第2		会期決定の件
第3		議長の諸般の報告
第4		村長の行政報告
第5	議案第82号	伊江村総合運動公園屋内体育施設新築工事（土木）の請負契約について
第6	議案第83号	伊江村総合運動公園屋内体育施設新築工事（建築）の請負契約について
第7	議案第84号	伊江村総合運動公園屋内体育施設新築工事（電気）の請負契約について
第8	議案第85号	伊江村総合運動公園屋内体育施設新築工事（機械）の請負契約について

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ただいまから、令和2年第15回伊江村議会臨時会を開会いたします。 (開会時刻10時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって10番 名嘉 實議員、11番 亀里敏郎議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3 議長の諸般の報告を行います。地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告が、お手元に配りました写しのとおり提出されています。

私の主な出張について、報告をします。

12月19日、北部広域市町村圏事務組合議会第56回臨時会及び北部市町村議会議長会が北部会館で開催され出席しました。役員改選においては、大宜味村議会議長の平良嗣男議長が、北部市町村議会議長会会長に選任されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 村長の行政報告を行います。村長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

おはようございます。12月定例会を終了して1週間でございますが、本日、令和2年度第15回伊江村議会臨時会を招集しましたところ、全議員の出席を賜り、厚く感謝を申し上げます。

行政報告を2点させていただきます。

1点目、日本消防協会からの消防団活動車両の交付について、報告をいたします。公益財団法人日本消防協会で運営しております消防団員等福祉共済の福祉増進事業の消防機材交付事業に申請しましたところ、消防団活動車5人乗りのSUV車の交付が、全国32消防団中、沖縄県では伊江村消防団に交付が決定され、12月16日に納車されております。当該車両は四輪駆動であり、機動力が高いことから緊急事案発生時に迅速に現場対応することができ、より早い出動につながり村民の生命、財産を守ることにつながると考えております。また、放送設備も装備されていることから、災害時や防火啓蒙活動時に活用し、村民への広報、周知することが可能になります。今後の消防団活動の充実強化が図られ、災害に強い村づくりにつながることを期待したいと思います。

2点目、建設事業執行状況の報告でございます。12月定例議会後の建設事業の執行状況は、配付をしました資料のとおり、工事5件、委託業務3件、備品購入4件、合計12件を執行しておりますので、報告をさせていただきます。以上で行政報告とさせていただきます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

以上で、村長の行政報告を終わります。

日程第5. 議案第82号 伊江村総合運動公園屋内体育施設新築工事(土木)の請負契約について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第82号 伊江村総合運動公園屋内体育施設新築工事（土木）の請負契約について、提案理由を御説明申し上げます。

契約金額が、1億7,500万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が1,550万円）。

契約の相手方、有限会社 玉城建設・株式会社 金城鉱山 特定建設工事共同企業体。代表者 伊江村字東江前202番地、有限会社……。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。 (休憩時刻10時07分)

再開します。 (再開時刻10時07分)

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

有限会社 玉城建設、代表取締役 知念悦子と契約をしていきたいと考えております。

なお、本工事は、伊江島補助飛行場周辺まちづくり支援事業の令和2年、令和3年の2年の国庫債務負担行為により、事業実施をするものでございます。工事内容につきましては、建設予定地8,604平方メートル、伊江村字東江前2427番地ほか18筆の造成工事一式で、土工、床掘り、掘削、1万6,330平方メートル、舗装工が2,430平方メートル、擁壁工、もたれ式擁壁98メートル、排水溝一式などでありまして、工期につきましては、令和3年1月12日から令和4年3月25日までの約15か月を予定しているところであります。

なお、資料としまして資料①造成計画平面図、資料②全体配置図と、資料④全体パース図を併せて配付しておりますので、御参照いただければと思います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。御審議方、よろしくお願いいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第82号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第82号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第82号 伊江村総合運動公園屋内体育施設新築工事（土木）の請負契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第82号 伊江村総合運動公園屋内体育施設新築工事（土木）の請負契約について、原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第83号 伊江村総合運動公園屋内体育施設新築工事（建築）の請負契約について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第83号 伊江村総合運動公園屋内体育施設新築工事（建築）の請負契約について、提案理由を御説明申し上げます。

契約金額が、12億3,860万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が1億1,260万円）。

契約の相手方、有限会社 明城建設・有限会社 丸仲土建・株式会社 エムエープランニング 特定建設

工事共同企業体。代表者 沖縄市池原二丁目15番35号、有限会社 明城建設、代表取締役 山城重幸と契約をしていきたいと考えております。

なお、建築工事の内容につきましては、体育館は総延床面積が3,836.56平方メートル、バスケットコート2面のアリーナ、武道場、ウェイトトレーニング室と25メートルプールなどの施設と、附帯施設として車庫及び倉庫の整備を行うものであります。

なお、詳細につきましては、お手元に配付しております資料③1階平面図を御参照いただければと思います。工期につきましては、土木と同様に令和3年1月12日から令和4年3月25日までの15か月を予定しております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。御審議方、よろしく願いをいたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

土木のほうで質疑すべきだったかと思えますけど、この平面図、このそばに花卉のハウスが残りますよね。この間は、間知ブロックとなっていますけど、高さなど説明できませんか。というのは、花の農家の皆さんに迷惑がかからないようなことになっているかどうか。説明をお願いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育長 宮里徳成君。

○ 教育長 宮 里 徳 成 君

間知ブロックの高さについては、今課長の方が調べておりますので、後ほど答弁させたいと思います。その前に菊への影響について、お話しします。西側、菊の栽培、平張りに面している場所については、ドアはありますが、窓はありませんので、光が漏れないように工夫をしております。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻10時15分)

再開します。

(再開時刻10時16分)

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

施設西側の平張りハウスと隣接するところの間知ブロックの高さですが、この造成計画平面図でいう下、位置でいうと南側のところが一番低い部分で、こちらが2メートル17センチ、この一番北の西側が一番高低差がありまして、平張りハウスとのレベルの差が約2メートル70センチになります。体育館施設のほうが平張りのレベルです。地面よりも落ちる形で斜めの擁壁を組むんですけれども、その間はこちらについては、境界に植栽を行う計画でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

2番 並里晴男議員。

○ 2番 並 里 晴 男 議員

今回の3社JVの構成比率はどうなっているかという件と。この構成比率は、県の構成比率、これは別に県からの指示があるわけではないんですけれども、県のほうと準じているかどうか。

あと1点、基礎工事はどういった基礎工事になっているのか。つまり杭があるのか、基礎杭があるのかどうか、伺います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻10時19分)

再開します。

(再開時刻10時21分)

休憩します。

(休憩時刻10時21分)

再開します。

(再開時刻10時22分)

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万寿祥久君

先ほどの並里議員の御質疑の構成比率については、休憩中答弁したとおりでございます。

2点目の土木の基礎工事のやり方ですけれども、杭打ちは行わず、土間打ちコンクリートの施工となっております。

○ 議長 渡久地 政雄 君

2番 並里晴男議員。

○ 2番 並里 晴男 議員

基礎工事についてですが、前にある屋内体育館、あれについては基礎があったものですから、今回も基礎工事については、十分にそういった支持が得られるような工事内容かと思ひまして質疑をしましたが、杭はないということでもあります。前回は申し上げていますが、土木工事と建築工事と、請負契約が別になっているものですから、その体育館側が出す支持、基礎に対して支持盤がしっかりと強度が保てるのかどうか。しっかりと確認をさせて、建築工事、土木工事ともですが、責任というか、いろんなことが生じないように希望、お願いをしたいのですが、管理につきましては、施工管理がついていますが、役場側もその強度については、しっかりと見ていただきたいと思ひます。

○ 議長 渡久地 政雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万寿祥久君

議員お説のとおり、境界、しっかりと土木建築連携をして、また現場技術、管理業務と役場と連携をとりながら、しっかりと工事施工をしていきたいと思ひます。

○ 議長 渡久地 政雄 君

5番 島袋 勉議員。

○ 5番 島袋 勉 議員

先ほどの平張りに関連しますが、平張り施設に関しては、菊が入るんですが、この平面図等では外灯の設置の場所とか入っていないんですね。実際外灯等、完成後設置する予定があるのか。なぜそれらを聞くかというとなんか、花が入った場合、外灯を設置して夜、時間、定期的にその開いている間、つけた場合に影響が出るんですが、調査されているのかどうか、お伺いします。

○ 議長 渡久地 政雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万寿祥久君

西側の平張り菊を栽培している農家への配慮、調査ということですが、まず外灯に関しましては、特に隣接する施設の西側の部分につきましては、車も通れる管理用ということで、下のほうのフットライトといひますか。そういったものを一応、光を照らすというような考えでございます。また施設の南側、入り口、玄関口といひますか。車庫等についてはまたその施設の外灯というのが適所に設置されるものでございひます。

体育館の照明等で影響があるのかということも心配されるところでございますが、夜間の照明をつけた利用に関しては、また西側カーテンを閉める等、明かりが漏れないような配慮の運営というの、一応は考

えております。与える影響の調査という御質疑もあったかと思いますが、そこまでのまだ調査はしていないのが現状でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

5番 島袋 勉議員。

○ 5番 島袋 勉 議員

施設の照明に関して、窓とカーテンを閉めればいいんですが、それに隣接する駐車場側の南側の外灯です。今の屋内練習場と、駐車場と今回つくる施設でも駐車場などの屋外の外灯が影響するところが十分あるので、今からの話になりますが、その設置場所が決まっているのであれば、ルクス調査とか、そういったこともある程度検討させていただきたいと思います。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

今、多目的屋内運動場駐車場にある外灯、さらに増設する部分につきましては、今のところ想定はしておりません。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第83号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第83号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第83号 伊江村総合運動公園屋内体育施設新築工事（建築）の請負契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第83号 伊江村総合運動公園屋内体育施設新築工事（建築）の請負契約について、原案のとおり可決されました。

日程第7. 議案第84号 伊江村総合運動公園屋内体育施設新築工事（電気）の請負契約について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

議案第84号 伊江村総合運動公園屋内体育施設新築工事（電気）の請負契約について、提案理由を御説明申し上げます。

契約金額が、6,919万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が629万円）。

契約の相手方、有限会社 末吉電水工業・南西空調設備株式会社 特定建設工事共同企業体。代表者 名護市大北四丁目12番6号、有限会社 末吉電水工業、代表取締役 末吉 健と契約をしていきたいと考えております。

なお、本電気工事の内容については、体育館と車庫及び倉庫の受変電設備、構内外線設備、電灯設備、自動火災報知機設備などの電気設備工事一式となっております。同工事につきましても、工期は令和3年1月12日から、令和4年3月25日までの約15か月を予定しているところであります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。御審議方、よろしくお願いを申し上げます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。5番 島袋 勉議員。

○ 5番 島袋 勉 議員

先ほどの建築工事で質疑すればよかったんですが倉庫、今回入っているんですが、倉庫の中に入る設備、どういったものを倉庫に入れるのか。なぜそれを伺いするかというと、村陸上等で使われている棒高跳びのマット等、いままで管理状況が十分できませんでした。棒高跳びの種目のマット等もそこに入ってくるのか。それと球場に関連する設備と伺いますか。フェンス等も入ってくるのか。お伺いします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

倉庫に関しましては、議員お説のとおり、村陸上で使う大きな棒高のマットとか、陸上関係の備品と、球場のスタンドの下のほうに置いてあるバッティングゲージとか、大きなネット関係、そういった両施設の備品を収納できる面積計算で今、収納することを考えています。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

10番 名嘉 實議員。

○ 10番 名 嘉 實 議員

J Vの組み方について、伺いたいと思います。この議案で落札している南西空調設備は、今の議案では南西空調設備と末吉電水工業がJ Vになっているんですが、次の議案では南西空調設備と伊江電気工事社、2つのJ Vになっています。両方とも南西空調設備は落札に関わっているんですが、そのJ Vの組み合わせ方について、どのように決めるのか。素人ですからわかりませんが、教えていただけますか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

この機械、電気での入札の業者のJ Vの組み方ということでございますが、基本的にその工事の種分、区別によってランクづけがされておりまして、機械、電気であれば機械のA業者と、B業者の共同企業体ということで、機械のほうは末吉電水工業がA、南西空調設備がBという資格を有しているということで、組み合わせであります。

機械になりますと今度は、南西空調設備がA Bの組み合わせになると、南西空調設備がA、伊江電気工事社がBということの、これは業者のほうでそのランクによっては組み合わせを決めていきますので、こういった形で、機械と電気では若干変わってくるというところがございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島袋 秀 幸 君

本来ですと、建設課長もここに出席させる予定でしたが、今日、本部港の上屋施設の検討委員会があつて、建設課長は出席をしております。

一般的な話として聞いてください。建築は3者J Vにしているということは、ABCというのは、これは企業の陣容、施工能力によってABCと決めていくわけです。お互いはこのABCというのをこの企業の能力と体制を見て指名をして、そういう組み合わせというのは、お互いが示した業者の中で、いろんな事情もありますし、今工事を受注している工事の皆さんは、今回はいいとか。各業者の中で、お互いの村が指名し

た中で、ABC今は、電気ですか。電気のABCという中で、業者の中で協議をして、企業体が決まってくということ、この経緯については、お互いの役場としては一切、関知をしておりませんし、把握はしていないということでもあります。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっています議案第84号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第84号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第84号 伊江村総合運動公園屋内体育施設新築工事（電気）の請負契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第84号 伊江村総合運動公園屋内体育施設新築工事（電気）の請負契約について、原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第85号 伊江村総合運動公園屋内体育施設新築工事（機械）の請負契約について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。村長 島袋秀幸君。

○ 村長 島 袋 秀 幸 君

議案第85号 伊江村総合運動公園屋内体育施設新築工事（機械）の請負契約について、提案理由を御説明申し上げます。

契約金額が、1億1,330万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額が1,030万円）。

契約の相手方、南西空調設備株式会社・伊江電気工事社 特定建設工事共同企業体。代表者 那覇市銘苅一丁目10番12号、南西空調設備株式会社、代表取締役 久高将泰と契約をしていきたいと思っております。

なお、今回の機械工事の内容につきましては、体育館施設の空調設備、給水設備、排水設備及びプール設備等の機械設備工事の一式となっております。同工事につきましても、工期は令和3年1月12日から、令和4年3月25日までの約15か月を予定しております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。審議方、よろしくお願いたします。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

これで提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。8番 島袋義範議員。

○ 8番 島 袋 義 範 議員

議案第85号だけではありませんけれども、全体的にですけれども、例えば議員は、新しい何かができる村民から「ウレ、チャサビケー、パラタラーヤ」ということをよく聞かれるんですけれども、その場合に今、工事費だけだったら、計算すればざっと出るんですけれども、これには設計とか工事、管理費、事務費といろいろと総事業費として大体幾らぐらいなのか。教えていただけませんか。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。

(休憩時刻10時42分)

再開します。

(再開時刻10時42分)

教育行政課長 万寿祥久君。

○ 教育行政課長 万 寿 祥 久 君

こちらの屋内体育館施設につきましての総工事費といたしますか。かかる経費につきましては、昨年の設計から始まりまして、今回議案で提出しています工事及びまた管理業務等を含めて、総トータルでおよそ18億5,000万円でございます。

○ 議長 渡久地 政 雄 君

休憩します。 (休憩時刻10時44分)

再開します。 (再開時刻10時45分)

休憩します。 (休憩時刻10時46分)

再開します。 (再開時刻10時49分)

ほかに質疑ございませんか。〔「質疑なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。お諮りします。

ただいま議題となっております議案第85号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第85号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから議案第85号 伊江村総合運動公園屋内体育施設新築工事（機械）の請負契約について、採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって議案第85号 伊江村総合運動公園屋内体育施設新築工事（機械）の請負契約について、原案のとおり可決されました。

次にお諮りします。本臨時会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和2年第15回伊江村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻10時51分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 渡久地 政 雄

署名議員 (10番) 名 嘉 實

署名議員 (11番) 亀 里 敏 郎